

木次線遠足等利用促進事業費助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 木次線利用促進を図るために組織した木次線利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町の小学校児童、中学校生徒、幼稚園児及び保育園児（以下「利用者」という。）が、木次線を利用して実施する遠足等費用の一部を助成するため必要な事項を定める。

（交付）

第2条 交付対象は、JR木次線利用した場合の運賃とし、他のJR路線との併用も可とする。

2 助成金の額は、利用者1人1乗車区間運賃上限200円として算出し、往復利用場合は乗車区間毎に算出し合算し、予算の範囲内で交付するものとする。

（申請）

第3条 助成金の交付を受けようとする小学校、中学校、幼稚園、保育園、こども園等（以下「申請団体等」という。）は、事前に交付申請書（様式第1号）により、協議会へ交付申請するものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認めたときは交付決定通知（様式第2号）により、申請団体等へ通知するものとする。

（変更申請）

第4条 申請団体等が、前条に規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書（様式第3号）により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

（実績報告）

第5条 事業が完了した場合は、申請団体等は速やかに実績報告書（様式第4号）により、協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは、確定通知書（様式第5号）により、申請団体等へ通知するものとする。

（支払）

第6条 事業が完了した場合は、申請団体等は速やかに請求書（様式第6号）により、協議会へ提出し、協議会は、交付確定額を支払うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から公布する。